

令和7年度 新宿区立子ども園看護師 募集案内

この採用選考は、新宿区子ども園看護師の採用予定者を決定するために実施いたします。

1 職種、採用予定数等

	職種	職名	採用予定数	備考
①	福祉系	子ども園看護師 1	2名	
②	福祉系	子ども園看護師 2	2名	

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

子ども園の園長及び正規看護師（※）の指示により

- （１） 集団保育可能な児童の医療的ケアの実施
医療的ケアの例：経管栄養、喀痰吸引、酸素療法、導尿、血糖管理等
- （２） 医療的ケアが必要な児童の補助業務に関すること
- （３） 児童の健康管理に関すること

※配属園には、正規看護師がいます。

4 勤務場所及び任用期間等

（１）勤務場所

ア 新宿区立柏木子ども園

住所：東京都新宿区北新宿 2-3-7 （乳児園舎）

東京都新宿区北新宿 2-11-1 （幼児園舎）

【看護師 1】 1名

【看護師 2】 1名

イ 新宿区立おちごなかい子ども園

住所：東京都新宿区中井 1-8-12 （乳児園舎）

東京都新宿区上落合 3-1-6 （幼児園舎）

【看護師 1】 1名

【看護師 2】 1名

医療的ケア実施園の状況により、勤務場所（新宿区内）が変更になる可能性があります。

(2) 勤務時間

【看護師 1】 7時15分から18時30分までのうち実働6時間（休憩時間は60分）

7時30分から14時30分まで（休憩60分）

9時0分から16時0分まで（休憩時間60分）

12時30分から18時30分まで（休憩時間相談可）

勤務時間は、選択可能です。

【看護師 2】 7時15分から18時30分までのうち実働4時間（休憩時間なし）

7時30分から11時30分まで（休憩時間なし）

10時0分から14時0分まで（休憩時間なし）

14時30分から18時30分まで（休憩時間なし）

勤務時間は、選択可能です。

医療的ケア実施園の状況等により、実働時間は変わりませんが勤務時間帯が変更となる可能性があります。

(3) 週休日

原則として土・日曜日

(4) 任用期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

5 受験資格

看護師資格を有し、実務経験のある方

※ ただし、地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は応募できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法、日時及び場所

日時・会場	令和7年7月4日（金）午前 新宿区役所 ※面接時間等の詳細は、郵送にてお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	面接後10日以内に通知します。 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

7 申込手続

所定の申込書に、申込書裏面の記入上の注意をよくお読みのうえ、必要事項を記入し、自署欄に署名をして、下記のとおり提出してください。

申込書は、新宿区子ども家庭部保育課で配布します。また、新宿区ホームページの「保育園・子ども園等」にある「保育園・子ども園の保育補助員等(会計年度任用職員)の募集」からダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による <提出書類> ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書 ・ 作文テーマ 障害児や医療的ケア児等の、支援や配慮を要する子どもの入所相談が増加している中、認可保育所や認定こども園において、子どもの健やかな心身の発育・発達を支援するために、区の看護師としてどのように取り組むべきか。あなたの考えを述べなさい。(400字詰め原稿用紙1枚程度に自筆で記入) ・ 看護師免許証(写) ・ 返信用封筒 <u>※長形3号にご自分の住所、氏名を記載し、切手を貼ったもの</u> <郵送の場合> ・ A4版が入る大きさの封筒に申込書、作文、返信用封筒を入れ、簡易書留で郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。
申込期限	令和7年6月27日(金) 午後5時 (必着)まで ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区子ども家庭部保育課運営係 電話 03-5273-4525 FAX03-3209-2795

8 勤務条件

勤務時間	勤務時間は、「4. 勤務場所及び任用期間等」のとおり 【看護師 1】週5日勤務（週30時間勤務） 【看護師 2】週5日勤務（週20時間勤務） ※ 所定労働時間を超えて、勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日は、「4. 勤務場所及び任用期間等」のとおり 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 週休日の振替や休日の代休日を指定することがあります。
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、妊娠出産休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・【看護師 1】月額 254,833円（地域手当相当分を含む。） ・【看護師 2】月額 169,888円（地域手当相当分を含む。） 期末・勤勉（賞与）支給（一定の勤務要件あり） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	再度の任用の可能性 あり 同一の職が翌年度も設置され、かつ能力実証の結果が良好等である場合は、特例として、公募によらず再度の任用を行うことがあります。なお、公募によらない再度の任用は、年度末年齢70歳(技能系の職は67歳)が、上限年齢となります。 ※ 任期を定めた任用であり、再度の任用を上限年齢まで保障するものではありません。 ※ 公募による再度の任用については、年齢制限はありません。 ※ 廃職を生じた場合又は事務事業の都合により必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。

9 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみします。